



事業所の方へ

給与等の支払報告書及び源泉徴収票の作成・提出は 「**eLTAX**」をご利用ください。

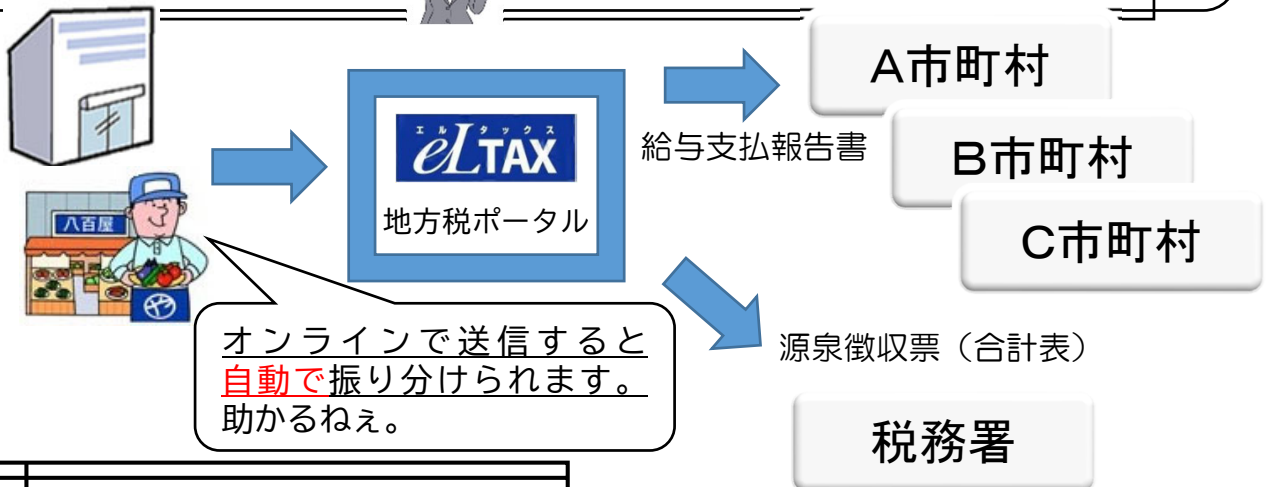
書面で作成・提出すると・・・

作成事務のほか、市町別の仕分や封入、郵送コスト、資料の保管など
・・・何かと大変です。

eLTAXで作成・提出すると・・・



このような負担が軽減されます！
是非、この機会にご利用ください。



従業員のマイナンバー（カード）

と

パソコン
（インターネット環境）

マイナンバーカードの申請は、市役所の市民課で受け付けています。

従業員の方がまだ取得されていないようでしたら、事業所での出張申請会もできます。
詳しくは、市民課までお尋ねください。

南島原市役所市民課（直通）0957-73-6647

eLTAXについては、ホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXに関するお問い合わせはこちらへ

ヘルプデスク 0570-081459

【受付時間 土日祝日を除く 9:00～17:00】

eLTAXの利用を始めるには、「利用届出」が必要です。

→ 詳しくは、ホームページをご覧ください。

給与支払報告書及び源泉徴収票のeLTAXによる一括提出に関するガイドブックは、
eLTAXホームページから「給与支払報告書」で検索してください。

eLTAXホームページ



従業員みなさまにもこんなメリットが！裏面へ！

南島原市役所・島原税務署

せっかく作成した「マイナンバーカード」 どのように活用しますか？

スマホのカメラ
機能で源泉徴収
票を自動入力！

(答え) 確定申告をあなたのスマホからできます！

マイナポータル
アプリと連携で
もっと楽々♪



年末調整できなかった 各種控除 の追加
年末調整できない 医療費控除 や 寄付金控除 などの追加など

このような時に、マイナンバーカードがあると・・・

税務署や市役所に出かけずに、ご自宅から 好きな時間に

いつでも かんたん に申告手続きができます！

eLTAXでデータ提出された源泉徴収票だとさらに簡単申告！



e-Taxはご自宅等のパソコンまたは
スマートフォンから利用できます

24時間受付

いつでも手続きできます

スピーディー

還付申告は3週間程度で
処理されます

添付書類の省略

源泉徴収票や生命保険
料の証明書など

かんたん

自動計算で電卓不要
スマホからは源泉徴
収票を自動入力



e-Tax に必要なもの

マイナンバーカード
(2つのパスワードも必要)

と

スマートフォン
(マイナンバーカード対応)



証明写真の準備は不要です！
勤務先で写真を撮ります(無料)

○ マイナンバーカードの申請・取得方法について

南島原市役所市民課では、皆さんがお勤めされている会社にお伺いして、
社員の皆さんが職場で申請できるよう、出張申請会を行っております。

マイナンバーカードの出張申請に関する問い合わせ先
南島原市役所 市民課 (直通) 0957-73-6647

確定申告書等作成コーナー

確定申告書等作成コーナー(国税庁ホームページ)はこちらから

